

議案第五号参考資料

川越市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
(目的) 第一条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等（法第二条第一項に規定する空家等をいう。以下同じ。）の適切な管理及び特定空家等（同条第二項に規定する特定空家等をいう。）の発生の予防に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	(目的) 第一条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等 の適切な管理及び特定空家等 の発生の予防に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 空家等 法第二条第一項に規定する空家等であつて、本市の区域に所在するものをいう。 二 特定空家等 法第二条第二項に規定する特定空家等であつて、本市の区域に所在するものをいう。 三 管理不全空家等 適切な管理が実施されていない空家等であつて、本市の区域に所在するもののうち、規則で定めるものをいう。 (所有者等の責務) 第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、その所有し、又は管理する空家等を適切に管理しなければならない。 第四条 略 (空家等の情報の提供)
(所有者等の責務) 第二条 空家等の所有者又は管理者（第六条第二項において「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、その所有し、又は管理する空家等を適切に管理しなければならない。 第三条 略 (空家等の情報の提供)	

第四条 市民は、管理不全空家等（法第十三条第一項に規定する管理不全空家等をいう。）があると思われるときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。

（公表）

第五条 市長は、法第二十二條第三項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 略

第六条～第八条 略

第五条 市民は、管理不全空家等があると思われるときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。

（助言又は指導）

第六条 市長は、管理不全空家等（特定空家等を除く。以下この条において同じ。）があると思えるときは、当該管理不全空家等の所有者等に対し、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

（公表）

第七条 市長は、法第十四條第三項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 略

第八条～第十条 略